

## 第1章

# 改訂前後の「コード」CG報告書の関係は？ 改訂版CGコード等の 概要と対応期限の留意点

## CGコードの改訂への 対応期限

本題に入る前に、CGコードの改訂への対応期限について触れておきたい。改訂版CGコードは、その公表日である2021年6月11日から施行されている。上場会社は、CGコード上の各原則について、これを実施するか、または実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書(以下、「CG報告書」という)において説明しなくてはならない(東証の有価証券市場

### 【この章のエッセンス】

●2021年6月、CGコードが改訂された。

●上場会社は、CGコードの改訂への対応について、準備ができ次第速やかに、遅くとも2021年12月末日までに、変更後のCG報告書を提出する必要がある。

●ただし、市場区分の見直し後のプライム市場の上場会社のみを対象とする原則については、2022年4月4日から適用される。

## CGコードの改訂の概要

2021年6月11日、「コーポレートガバナンス・コード」(以下、「CG

コード」という)および「投資家と企業の対話ガイドライン」(以下、「対話ガイドライン」という)の各改訂版が、パブリック・コメントの結果(CGコードの改訂案に係る同結果<sup>(1)</sup>)を以下、「パブコメ回答」という)とともに公表された。今回のCGコードの改訂は、2015年の制定後、2018年の改訂に続き、2回目となる。改訂の内容は多岐にわたるが、金融庁および(株)東京証券取引所(以下、「東証」という)の各ウェブサイトで、図表1に掲げる事項がその主なポイントとされている。

ガバナンス改革の主たる担い手は、取締役会であり、図表1のとおり、今回の改訂でも、取締役会の機能強化のため、さまざまな事項が追加されている。本稿は、第2章以下で述べるのとおり、この点についての対応

(図表1) 金融庁および東証がCGコードおよび対話ガイドラインの改訂の主なポイントとして掲げる事項

<b>1 取締役会の機能発揮</b>
① プライム市場の上場会社において、独立社外取締役を3分の1以上選任(必要な場合には、過半数の選任の検討を義務)(原則4-8)
② 指名委員会・報酬委員会の設置(プライム市場の上場会社は、独立社外取締役を委員会の過半数選任)(補充原則4-10①)
③ 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル(知識・経験・能力)と、各取締役のスキルとの対応関係の公表(補充原則4-11①)
④ 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任(補充原則4-11①)
<b>2 企業の中核人材における多様性の確保</b>
① 管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と測定可能な自主目標の設定(補充原則2-4①)
② 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表(補充原則2-4①)
<b>3 サステナビリティをめぐる課題への取組み</b>
① プライム市場の上場会社において、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実(補充原則3-1③)
② サステナビリティについて基本的な方針を策定し自社の取組みを開示(補充原則3-1③、4-2②)
<b>4 上記以外の主な課題</b>
① プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任または利益相反管理のための委員会の設置(補充原則4-8③)
② プライム市場の上場会社において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進(補充原則1-2④、3-1②)

※ カッコ内の原則は、CGコードの原則を示す。

のあり方を検討するものである。

(1) 東証「フォロワーアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の整備について(市場区分の再編に係る第三次制度改正事項)」に寄せられたパブリック・コメントの結果について(2021年6月11日)。以下、パブコメ回答に係る番号は、当該書面において東証の考え方が記載された「コメント」に対する考え方の欄の番号を指す。